

西目屋村パートタイム会計年度任用職員募集について

西目屋村職員が行う業務を補助するパートタイム会計年度任用職員（非常勤）を次のとおり募集します。

1 募集職種・業務内容及び任用予定人数

募集職種 パートタイム会計年度任用職員

業務内容 事務補助（窓口対応、電話対応、事務作業 等）

任用人数 4名

2 応募資格

・普通自動車運転免許を有している方

・パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができ、文書作成ができる方

*日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は応募できません。

3 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

最初の1か月は条件付採用期間となります。

任用期間終了後、勤務成績良好な場合は再度の任用の可能性があります。

4 勤務場所 西目屋村役場、西目屋村教育委員会

5 給与・勤務条件等

給 料 西目屋村会計年度任用職員管理規則の規定により支給します。

月額 156,640円（週4日勤務）

手 当 期末手当、勤勉手当（6月と12月に関係規定に基づき支給）

*在職期間や勤務成績等に応じて増減があります。

通勤手当（通勤距離片道2km以上から、距離に応じて支給）

支 払 日 当月21日（月末締め）

勤務時間 午前8時15分～午後5時（休憩60分）

休 日 土曜日、日曜日、その他1日を相談により決定

祝日法に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの日

休 暇 年次休暇（任用期間に応じた日数を付与）

その他有給休暇あり（取得条件あり）

6 社会保険等

社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金保険）及び雇用保険に加入

7 選考方法

第一次選考 書類選考を実施し、結果をメール又は文書にて通知します。

第二次選考 個人面接を実施し、採用者を決定します。

（面接場所：西目屋村役場）

8 服務

任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）

9 その他

兼業（営利企業への従事）は一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限があります。

また、届出なく兼業を行った場合や、兼業の内容によっては懲戒処分の対象となることがあります。

10 募集締切

令和8年2月20日（金）まで

*応募多数の場合、募集期間中であっても募集を終了する場合があります。

11 応募方法

（1）提出書類

令和8年度西目屋村会計年度任用職員採用申込書

（役場総務課で配布または村ホームページにてダウンロード）

(2) 提出先

西目屋村役場 総務課総務係

(提出先アドレス nishimeya-soumu@vill.nishimeya.lg.jp)

*必要事項を記入し、原則としてメールで提出。

メールで提出が難しい場合は、郵送または持参による提出も可能。

郵送の場合は「簡易書留」で送付ください。

12 その他

第一次選考は書類選考を実施し、結果をメールにて通知します。

メールでの通知ができない場合は、文書にて通知します。

必要に応じて、「@vill.nishimeya.lg.jp」ドメインのメールを受信できるよう
に設定しておいてください。

13 申込み・問合せ先

〒036-1492

青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地

西目屋村役場 総務課総務係

電話番号 0172-85-2111

受付時間 平日 午前8時15分から午後5時まで

土日祝日は受付できません。